

全国健康保険協会における会計監査人について

次のとおり、提案書を募集します。

平成24年6月1日
全国健康保険協会

1. 募集の概要

当協会は、健康保険法の定めにより、会計監査人の監査の対象となっている。

会計監査人の選任は厚生労働大臣が行なうが、当協会が候補者名簿を作成し、厚生労働大臣に提出することとされている。

については、平成24事業年度の会計監査人候補者名簿を作成するにあたり、会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人または公認会計士の方から提案書を募集する。

2. 参加条件

(1)公認会計士または監査法人であること。(公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者を除く。)

(2)当協会の本部の所在地である東京都に主たる事務所があり、かつ、全国にある当協会の支部に対する監査を適切に行うことができること。

3. 会計監査人の候補者の選定

提出された提案書について評価を行い、会計監査人の候補者を選定する。

4. 説明会の開催

(1)日時

平成24年6月7日(木) 11時～12時

(2)場所

全国健康保険協会会議室(所在地は、下記記載の「本件担当・連絡先」の所在地と同じ)

(3)内容

提案書募集要領について

5. 提案書募集に関する質問の受付及び回答

(1)受付先

下記記載の「本件担当・連絡先」

(2)受付期間

平成24年6月11日(月) 12時まで

(3)受付方法

電子メールまたはFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(4)回答

平成24年6月13日（水）12時までに、説明会出席者及び質問の提出者に対してメールまたはFAXにて行なう。

6．提案書の提出期限等

(1)提出期限

平成24年6月22日（金）12時

(2)提出先

下記記載の「本件担当・連絡先」

(3)提出部数

印刷原稿13部

(4)提出方法

直接提出（持参）または郵送とする。

7．提案会の実施

提案書を提出した者から提案内容等の説明を求めため、提案会（プレゼンテーション）を実施する。

日時等については、個別に連絡する。

8．提案書の無効

「2．参加条件」に示した条件を満たさない者、その他の応募の条件に違反した者の提案書は、無効とする。

9．その他

(1)募集の詳細は、提案書募集要領による。

【本件担当・連絡先】

所在地：〒102-8575

東京都千代田区九段北4-2-1

市ヶ谷東急ビル9階

担当：全国健康保険協会監査室 高橋

電話：03-5212-8222

FAX：03-5212-8239

E-mail：takahashi-hajime@kyoukaikenpo.or.jp

全国健康保険協会における会計監査人について
- 提案書募集要領 -

1. 総則

全国健康保険協会（以下「協会」という。）の平成24事業年度における会計監査人の候補者の選定に係る提案書の募集については、この要領に定める。

2. 応募資格

- (1) 公認会計士または監査法人であること。（公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者を除く。）
- (2) 協会本部の所在地である東京都に主たる事務所があり、かつ、全国にある当協会の支部に対する監査を適切に行うことができること。

3. 説明会の開催

- (1) 日時
平成24年6月7日（木）11時～12時
- (2) 場所
全国健康保険協会会議室
（東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階）
- (3) 内容
提案書募集要領について

4. 提案書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先
全国健康保険協会監査室 担当：高橋
〒102-8575
東京都千代田区九段北4-2-1 市ヶ谷東急ビル9階
電 話 03-5212-8222
F A X 03-5212-8239
E-mail takahashi-hajime@kyoukaikenpo.or.jp
- (2) 受付期間
平成24年6月11日（月）12時まで
- (3) 受付方法
電子メールまたはF A X（A4、様式自由）にて受け付ける。
- (4) 回答
平成24年6月13日（水）12時までに、説明会出席者及び質問の提出者に対してメールまたはF A Xにて行なう。

5. 提案書の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

全国健康保険協会における会計監査人の候補者の選定に係る提案書（提案書に記載する項目は、別添1「提案書作成要領」のとおり）

(2) 提出期限等

提出期限

平成24年6月22日（金）12時

提案書の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

4(1)と同じ

提出部数

印刷原稿13部

提出方法

直接提出（持参）または郵送とする。

提出に当たっての注意事項

ア 直接提出する場合の受付時間は、平日の10時～12時、13時～17時（最終日は12時まで）とする。

イ 郵送の場合は、提出期限までに の場所に必着するように送付すること。未着の場合の責任は提出者に属するものとし、期限内に提出がなかったものとみなす。

ウ 提出された提案書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 提出された提案書は、提出者に無断で使用しない。

オ 他の監査法人または公認会計士から提出された提案書は開示しない。

カ 虚偽の記載をした提案書は、無効とする。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提案書提出後、追加で資料を依頼することがある。

(3) 提案書の様式等

用紙サイズ等

ア 提案書の用紙サイズは日本工業規格A列4判とする。ただし、図表については、日本工業規格A列3判を使用して差し支えない。

イ 提案書は、40ページ以内とすること。なお、1ページあたり2枚割付、両面印刷も可とする。

使用言語

ア 日本語で作成すること。ただし、専門用語であって、英文等表記が一般的であるものについては、英文等表記として差し支えない。

イ 専門家以外にも理解ができるよう、分かりやすく平易な表現とすること。また、業界や自社独自の専門用語を使用する必要があるときは注釈を付し、用語集を添付すること。

構成等

提案書は簡潔かつ明瞭な構成とすること。

6．提案会の実施

提案書を提出した者から提案内容等の説明を求めため、提案会（プレゼンテーション）を実施する。

日時については、個別に連絡する。

7．評価の実施

(1) 協会は、提出された提案書について評価を行い、会計監査人の候補者を選定し、候補者名簿を作成する。（提案書の評価項目及び配点は、別添2「提案書評価項目・配点」のとおり）

(2) 協会は、厚生労働大臣に候補者名簿を提出する。

(3) 厚生労働大臣が選任した会計監査人には、大臣から文書にて通知される。

8．留意事項

(1) 協会と会計監査人との契約の締結は、平成24年8月を予定していること。

(2) 監査業務の実施期間及び任期は、平成24年8月から平成24年度の財務諸表について厚生労働大臣の承認の時（平成25年7月末日途）までを予定していること。

(3) 契約は、別添3「監査契約書（案）」により締結するものであること。なお、別添3「監査契約書（案）」の各条項については、契約締結前に協会と会計監査人とが協議し、変更することができること。

(4) 契約書への記名押印は、初めに会計監査人が行い、次に協会が行うこと。両者が契約書に記名押印しなければ、契約が確定しないものであること。

(5) 本業務中に知り得た全ての情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならないこと。

提案書作成要領

〔記載事項〕

1. 監査体制
 - (1)本部及び支部を監査するチーム体制
 - (2)実際に監査を行う者の人数、氏名、経験等
(注)経験には、独立行政法人会計基準等を理解していることを証する事項を含む。
 - (3)監査のサポート体制
(注)適正かつ効率的に監査を実施するために必要な監査法人内部の体制等について記載すること。

2. 監査実施要領
 - (1)監査の計画(作業内容、監査日数、期間等)
 - (2)具体的監査実施方法

3. 監査費用
 - (1)監査費用総額
(注)協会支部への往査を最低20支部程度行うものとし、その際の旅費交通費等も含めること。
 - (2)見積り、積算の方法(具体的に記載のこと)
 - (3)監査日数等に変更が生じた場合の費用変更方法

4. 監査実績、コンサルティング実績等
 - (1)公的法人(独立行政法人、特殊法人、その他。移行前組織を含む。)に対する監査実績、コンサルティング実績等
 - (2)独立行政法人会計制度の検討会議、専門部会等への関与実績
 - (3)企業等に対して行なった「健康保険制度」に関するコンサルティング実績・概要等(グループ会社が行なったコンサルティングも含む。)
(注)(1)~(3)の実績は、平成21~23年度のものとする。

〔付記事項〕

1. 監査法人の場合、法人の概要。個人の場合、法人の概要に準ずる事項。
2. 健康保険法7条の29第4項に該当しないことの証明
3. 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることの証明
4. 直近の公認会計士協会レビュー結果の概要
5. 公認会計士法第34条の5に規定する業務に関し提起された訴訟等案件がある場合にはその概要(平成21年度以降)
6. その他の参考事項

【別添2】

提案書評価項目・配点

項目	評価項目	配点
1. 監査体制の評価	(1) 本部及び支部を監査するチーム体制	10
	(2) 実際に監査を行う者の人数、氏名、経験等	5
	(3) 監査のサポート体制	5
2. 監査実施要領	(1) 監査の計画	10
	(2) 具体的監査実施方法	10
3. 監査費用	(1) 監査費用	30
	(2) 見積り、積算の方法	5
	(3) 監査日数等に変更が生じた場合の費用変更方法	5
4. 監査等実績・その他	(1) 独立行政法人・特殊法人等に対する監査・コンサルティング実績、独法会計制度の検討会議等への関与実績	10
	(2) その他	10

監査契約書（案）

委 嘱 者 全国健康保険協会

受 嘱 者

委嘱者（以下「甲」という。）と受嘱者（以下「乙」という。）とは、健康保険法所定の会計監査人の欠格事由のないこと、公認会計士法の業務制限に当たらないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則に基づく独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本契約と一体をなすものとして、甲と乙とにおいて効力を有するものである。

1. 監査の目的

健康保険法第7条の29第1項に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査

2. 監査の対象となる事業年度

第5期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3. 業務執行社員の氏名

公認会計士

（当該事業年度を含む継続関与会計期間 会計期間）

公認会計士

（当該事業年度を含む継続関与会計期間 会計期間）

4. 業務執行社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格

5. 財務諸表等の提出期限

健康保険法第7条の28第2項の規定を勘案し、甲と乙とが協議のうえ、別途、定める。

6. 監査報告書等の提出期限

健康保険法第7条の28第2項の規定を勘案し、甲と乙とが協議のうえ、別途、定める。

7. 乙との連絡に当たる甲の役職者の氏名及び役職名又は所属部課

8. 監査予定時間数並びに往査場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、乙が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

業務執行社員	時間
公認会計士	
その他	
計	時間

(2) 往査場所、時期及び日程

往査場所、時期及び日程については、乙の申出に従い、別途協議する。

9. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額

(2) 支払の時期

10. 経費の負担

乙の監査に要した経費（交通費、旅費、宿泊費等を含む。）は、乙が負担する。

11. 個人情報の取扱い

(1) 甲は、乙に対して、乙に提供する甲の個人情報（甲の顧客等に関するものを含む。以下「当該個人情報」という。）が、個人情報の保護に関する法律等（諸官庁が定めるガイドライン、指針、通達等を含む。以下、本条において同じ。）が要求している必要な要件・手続きを具備したものであることを表明するものとする。

(2) 乙は、当該個人情報を漏えい、盗用、改ざんしてはならず、かつ、本契約の目的以外に利用せず、個人情報の保護に関する法律等に従って適正に取扱うものとする。また、乙は、当該個人情報を秘密情報に準じて取扱い、かつ、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

監 査 約 款

第1条（監査の公共性）

委嘱者（以下「甲」という。）と受嘱者（以下「乙」という。）は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（甲及び乙の責任）

甲の理事者は、次に掲げる責任を有する。

一 健康保険法第7条の29第1項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用し、健康保険法第7条の26に規定する厚生労働省令に準拠して財務諸表等を作成すること

二 乙が監査を十分に行える時期までに、財務諸表等を乙に対し提出すること

2. 乙は、独立した立場において、公正不偏の態度を保持し、職業的専門家としての正当な注意をもって監査を行い、財務諸表等の適正性あるいは正しく表示しているか等について意見を表明する責任を有する。ただし、乙は自己の意見表明のための基礎が得られないときは、意見を表明しない。

第3条（監査の基準）

乙は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。

第4条（監査の限界）

甲は、次に掲げる事項により、乙がたとえ適切に監査計画を策定して適切に監査を実施したとしても、不正及び誤謬によるすべての重要な虚偽の表示及び違法行為等を発見できないことがあることを了解する。

一 財務諸表等の作成には甲の理事者による見積りや判断が多く含まれていること

二 監査が原則として試査により実施されること

三 内部統制には固有の限界があること

四 乙が入手する監査証拠の多くは絶対的なものではなく心証的なものであること

第5条（監査場所の提供）

甲は、乙に対し監査の実施期間中乙の執務に適する場所を提供し、かつ、連絡担当者を置くものとする。

第6条（甲の協力）

甲は、乙が効率的かつ適切に監査を実施できるよう乙に全面的に協力し、関係部署に対しその周知を図らなければならない。

2. 甲は、乙が必要と判断したすべての記録、書類、その他の情報を乙に提供し、乙の書面又は口頭による質問に対して遅延なく回答し乙しなければならない。

3. 甲の理事者は、監査報告書日の翌日から監査の対象となった財務諸表等を厚生労働大臣に提出する日までの間に、財務諸表等に影響を及ぼす可能性のある事実を知った場合には、乙に当該事実を通知しなければならない。

第7条（甲の理事者の確認書）

甲は、乙が我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続きの一環として、財務諸表等の作成の責任は理事者にあること、財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事者にあることの確認等を内容とした理事者確認書を、監査報告書の交付日に甲から入手することを了解する。

2. 前項の理事者確認書の他、甲は、乙が監査の実施過程において必要と認めた事項について、甲の理事者から書面による陳述を得ることを了解する。

第8条（監事との連絡）

乙は、甲の監事との密接な連絡の下に監査を行う。

2. 甲は、乙が甲の監事と密接な連絡の下に監査を行えるように、十分配慮を行う。

3. 乙は、甲の監事に監査報告書等の写しを提出する。

第9条（内部統制に関する報告義務）

乙は、財務諸表等監査の実施過程において、内部統制に係る重大な問題点を発見した場合は、甲の理事者及び監事に対して報告する。

第10条（違法行為等の報告義務）

乙は、財務諸表等監査の実施過程において、不正、誤謬（軽微なものを除く。）及び違法行為を発見した場合は、財務諸表等に重要な影響を与えないものであっても、甲の理事者に報告するなど適切に対応しなければならない。

2. 乙は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等（軽微なものを除く。）を発見した場合は、甲の理事者に報告する。

第11条（他の公認会計士等又は外部専門家の利用）

甲は、乙が監査業務を行うに当たり、他の公認会計士等（乙が所属するネットワーク内におけるネットワーク・ファームを含む。以下同じ。）を利用する場合があることを了承する。

2. 乙が監査を実施する過程で、外部専門家の利用が必要と判断した場合には、外部専門家を監査に利用することができるものとする。

第12条（守秘義務）

乙は、業務上知り得た甲及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。なお、甲は、上記の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

- 一 乙が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 乙が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 三 乙が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調査の閲覧請求に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表等における虚偽の表示にかかわる情報又は状況を伝達する場合
- 四 乙が、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合
- 五 乙が、訴訟、調停又は審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合

第13条（監査報告書の利用）

甲は、乙の作成した監査報告書について、乙に無断で転載等をしてはならない。転載等をする場合には、監査の対象となった財務諸表等と一体として利用しなければならない。

第14条（独立性の保持に関する情報提供）

甲と乙は、監査が甲と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係等及び日本公認会計士協会倫理規則の独立性を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第15条（報酬の改定の申出）

甲の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加、法人の統合等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、乙はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第16条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、乙は甲に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、甲は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を乙に支払うものとする。なお、甲は、契約書本文に定められた支払の時期にかかわらず、請求された場合には支払うものとする。

- 一 甲の責めに基づき本契約の履行が不可能となった場合
 - 二 甲が、法令、定款その他の遵守すべき規則又は規程を遵守しない場合
 - 三 甲の役員又は取引先等が反社会的勢力であると判明した場合
 - 四 甲が、その資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的若しくは物理的な措置をとらない場合
 - 五 甲の役職員が乙の業務遂行に誠実に対応しない場合等、乙の甲に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
2. 乙の責めに基づき本契約の履行が不可能となったとき（健康保険法第7条の29第6項の規定により、乙が厚生労働大臣により会計監査人を解任された場合を含む。）は、甲は本契約を解除することができる。この場合において、乙は、既に受領した報酬を甲に返還するものとする。
3. 甲及び乙の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第16条に定める独立性を損なう事実

が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。

- 4．本契約の解除又は終了の場合、乙は、監査人予定者の指定に関する通知書を入力したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、甲は、乙が引継ぎを行うために要した費用を負担する。
- 5．本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第12条、第13条、本条、第17条及び第18条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第17条（損害の賠償）

甲又は乙は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第18条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

- 2．前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。